



和歌山県報

発行 和歌山県
和歌山市小松原通一丁目1番地
毎週火、金曜日発行

目次

(取扱課室名) ページ

○ 告示

445	包括外部監査契約の締結	(財政課).....	1
446	随意契約の相手方の決定	(税務課).....	2
447	指定自立支援医療機関の指定	(障害福祉課).....	10
448	〃	(〃).....	10
449	漁船損害等補償法の規定による加入区の指定	(資源管理課).....	10
450	公共測量の終了	(技術調査課).....	10
451	道路の区域変更	(道路保全課).....	11
452	道路の供用開始	(〃).....	11
453	道路の区域変更	(〃).....	11
454	道路の供用開始	(〃).....	12
455	道路の区域変更	(〃).....	12
456	道路の供用開始	(〃).....	12
457	道路の区域変更	(〃).....	13
458	道路の供用開始	(〃).....	13
459	道路の区域変更	(〃).....	13
460	道路の供用開始	(〃).....	14
461	津波災害警戒区域の指定	(港湾漁港整備課).....	14
462	随意契約の相手方の決定	(警察本部).....	15

○ 公安委員会告示

21	少年指導委員の委嘱	16
----	-----------	-------	----

○ 労働委員会告示

1	あっせん員候補者名簿の公示	18
---	---------------	-------	----

○ 監査公表

	監査公表第15号	19
--	----------	-------	----

告 示

和歌山県告示第445号

地方自治法(昭和22年法律第67号。以下「法」という。)第252条の36第1項の規定により、次のとおり包括外部監査契約を締結した。

平成28年4月19日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

1 包括外部監査契約の期間の始期

平成28年4月1日

2 包括外部監査契約を締結した者(以下「包括外部監査人」という。)に支払うべき監査に要する費用の額の算定方法

次の表に定める基本費用の額並びに同表に定めるところにより算定した執務費用及び実費の額を合計

した金額に、消費税及び地方消費税の額を加えた金額

基本費用	3,804,000円
執務費用及び実費	<p>執務費用及び実費については、次のとおり算定した金額とし、5,196,000円をもって上限とする。</p> <p>1 執務費用 基本執務費用に外部監査人補助者執務追加費用を加えた金額とする。</p> <p>(1) 基本執務費用 包括外部監査人が監査の結果に関する報告の提出及びそのために行った監査の執務日数に、64,000円を乗じた金額とする。</p> <p>(2) 外部監査人補助者執務追加費用 各外部監査人補助者が監査の結果に関する報告の提出及びそのために行った監査の事務の補助の執務日数に当該外部監査人補助者が公認会計士又は弁護士であるときは64,000円を、当該外部監査人補助者が公認会計士補であるときは40,000円をそれぞれ乗じた金額を合算したものとす。</p> <p>2 実費 旅費に係る関係人出頭費用を加えた金額とする。</p> <p>(1) 旅費 包括外部監査人が、監査の結果に関する報告の提出のために行った監査のために出張（包括外部監査人又は外部監査人補助者が監査の結果に関する報告の提出のために行った監査又はそのために行った監査の事務の補助のため、和歌山県の法第4条第1項に規定する事務所の所在地（包括外部監査人が主として監査を実施する場所が同項に規定する事務所以外にある場合には、その所在地）を離れて旅行することをいう。以下同じ。）したときの当該出張に要した費用及び外部監査人補助者が監査の結果に関する報告の提出のために行った監査の事務の補助のために出張したときの当該出張に要した費用を非常勤の調査員、嘱託員等の報酬及び費用弁償条例（昭和28年和歌山県条例第35号。以下「条例」という。）の例により算定した額とする。</p> <p>(2) 関係人出頭費用 包括外部監査人が、監査の結果に関する報告の提出のために行った監査のために関係人の出頭を求めたときの当該関係人の出頭に要した費用を条例の例により算定した金額とする。</p>

3 包括外部監査人の氏名及び住所

大川幸一

兵庫県川西市南花屋敷四丁目15番26号

4 包括外部監査人に支払うべき監査に要する費用の支払方法

監査結果の報告後、包括外部監査人の請求に基づき支払う。ただし、基本費用については、必要に応じ前金払する。

和歌山県告示第446号

県税運営システム、軽油流通情報管理システム及び自動車税システムの運用管理業務委託契約について、随意契約の相手方を決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号。以下「特例政令」という。）第11条及び和歌山県の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成7年和歌山県規則第107号）第10条の規定に基づき、次のとおり公示する。

平成28年4月19日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

1 随意契約に係る特定役務の名称及び数量

県税運営システム、軽油流通情報管理システム及び自動車税システム運用管理業務 一式

2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地

和歌山県総務部総務管理局税務課

和歌山市小松原通一丁目1番地

3 随意契約の相手方を決定した日

平成28年4月1日

4 随意契約の相手方の氏名及び住所

株式会社南大阪電子計算センター

大阪府貝塚市脇浜四丁目2番22号

5 随意契約に係る契約金額

(1) 県税運営システム

ア 法人二税

(ア) 予定申告書等パンチ処理	1件当たり	24円
(イ) 予定申告書等入力処理	1か月当たり	9,900円
(ウ) 予定申告書等作成処理	1か月当たり	22,100円
(エ) 確定申告書等パンチ処理	1件当たり	60円
(オ) 確定申告書等パンチ処理(法人番号)	1件当たり	3円
(カ) 確定申告書等入力処理	1か月当たり	39,600円
(キ) 確定申告書等作成処理	1か月当たり	82,600円
(ク) 申告書入力特別処理	1か月当たり	27,300円
(ケ) 更正・決定処理	1か月当たり	71,800円
(コ) 利子割額明細書パンチ処理	1件当たり	13円
(サ) 利子割額明細書入力処理	1か月当たり	21,300円
(シ) 利子割額明細書作成処理	1か月当たり	47,700円
(ス) 是認入力処理	1か月当たり	108,500円
(セ) 月例統計処理	1か月当たり	151,000円
(ソ) 交付税調作成処理	作業1回当たり	297,000円
(タ) 課税状況調作成処理	作業1回当たり	297,000円
(チ) 法人登録に関する処理	1か月当たり	57,000円
(ツ) 未処理法人調査に関する処理	作業1回当たり	74,200円
(テ) 収納マスタ更新処理	1か月当たり	71,800円
(ト) オンライン処理	1か月当たり	147,600円
(ナ) 予算積算資料作成処理	作業1回当たり	79,200円
(ニ) 年報ファイル作成処理	作業1回当たり	29,700円
(ヌ) 大口法人・減免法人調べ	作業1回当たり	44,500円
(ネ) 増減理由に関する調べ	作業1回当たり	26,700円
(ノ) 未登録法人調査処理	作業1回当たり	19,800円
(ハ) 国税突合処理	1か月当たり	39,600円
(ヒ) 外形標準課税等別表パンチ処理	1件当たり	50円
(フ) 外形標準課税等別表入力処理	1か月当たり	47,100円
(ヘ) 外形標準課税等別表作成処理	1か月当たり	32,200円
(ホ) 電子申告データ反映処理	1か月当たり	99,000円
(マ) 課税明細データ作成処理	作業1回当たり	49,500円

イ 県民税利子割

(ア) 申告書パンチ処理	1件当たり	24円
(イ) 申告書入力処理	1か月当たり	43,100円
(ウ) 不申告加算金決定処理	1か月当たり	12,400円
(エ) 更正・決定処理	1か月当たり	12,400円
(オ) 月例処理	1か月当たり	79,200円
(カ) 課税状況前年対比処理	1か月当たり	54,000円
(キ) 収納マスタ更新処理	1か月当たり	30,200円

(ク) オンライン処理	1か月当たり	42,600円
(ケ) 年次統計処理	作業1回当たり	14,800円
(コ) 課税明細データ作成処理	作業1回当たり	9,900円
ウ 証券二税		
(ア) 申告書パンチ処理	1件当たり	24円
(イ) 申告書入力処理	1か月当たり	43,100円
(ウ) 不申告加算金決定処理	1か月当たり	12,400円
(エ) 更正・決定処理	1か月当たり	12,400円
(オ) 月例処理	1か月当たり	79,200円
(カ) 課税状況前年対比処理	1か月当たり	54,000円
(キ) 収納マスタ更新処理	1か月当たり	30,200円
(ク) オンライン処理	1か月当たり	42,600円
(ケ) 年次統計処理	作業1回当たり	14,800円
(コ) 課税明細データ作成処理	作業1回当たり	10,800円
エ 不動産取得税		
(ア) 調定データパンチ処理	1件当たり	65円
(イ) 調定データパンチ処理(個人番号又は法人番号)	1件当たり	3円
(ウ) 調定データ取込処理	1か月当たり	19,800円
(エ) 調定データ入力処理	1か月当たり	86,700円
(オ) 月例処理	1か月当たり	139,000円
(カ) 課税チェックリスト作成処理	1か月当たり	47,100円
(キ) 収納マスタ更新処理	1か月当たり	42,100円
(ク) オンライン処理	1か月当たり	72,600円
(ケ) 総務省報告処理	作業1回当たり	71,200円
(コ) 年次統計処理	作業1回当たり	44,500円
(サ) 課税明細データ作成処理	作業1回当たり	43,500円
オ 個人事業税		
(ア) 随時調定処理	1か月当たり	136,200円
(イ) 個人事業税調査表処理	作業1回当たり	4,900円
(ウ) 調定データパンチ処理	1件当たり	28円
(エ) 定例調定処理(前期)	作業1回当たり	630,300円
(オ) 定例調定処理(後期)	作業1回当たり	389,500円
(カ) 収納マスタ更新処理	1か月当たり	42,100円
(キ) オンライン処理	1か月当たり	72,600円
(ク) 国税連携処理	作業1回当たり	4,900円
(ケ) 年次統計処理	作業1回当たり	29,700円
(コ) 課税明細データ作成処理	作業1回当たり	27,700円
カ ゴルフ場利用税		
(ア) 申告書処理	1か月当たり	27,300円
(イ) 不申告加算金決定処理	1か月当たり	5,000円
(ウ) 更正・決定処理	1か月当たり	5,000円
(エ) 月例処理	1か月当たり	71,800円
(オ) 収納マスタ更新処理	1か月当たり	19,800円
(カ) オンライン処理	1か月当たり	42,600円

(キ) 年次処理	作業1回当たり	29,700円
(ク) 課税明細データ作成処理	作業1回当たり	8,900円
キ 軽油引取税		
(ア) 申告書処理	1か月当たり	42,100円
(イ) 不申告加算金決定処理	1か月当たり	12,400円
(ウ) 更正・決定処理	1か月当たり	12,400円
(エ) 月例処理	1か月当たり	71,800円
(オ) 収納マスタ更新処理	1か月当たり	27,300円
(カ) オンライン処理	1か月当たり	42,600円
(キ) OCR処理	1か月当たり	27,300円
(ク) 年次処理	作業1回当たり	29,700円
(ケ) 課税明細データ作成処理	作業1回当たり	20,700円
ク 個人県民税		
(ア) 月例処理	1か月当たり	12,400円
(イ) 収納マスタ更新処理	1か月当たり	12,400円
(ウ) オンライン処理	1か月当たり	12,600円
(エ) 年次統計処理	作業1回当たり	14,800円
(オ) 課税明細データ作成処理	作業1回当たり	4,900円
ケ その他処理		
(ア) 調定処理(鉱区税)	作業1回当たり	12,400円
(イ) 調定処理(狩猟税)	作業1回当たり	12,400円
(ウ) 調定処理(県たばこ税)	1か月当たり	12,400円
(エ) 狩猟者情報パンチ処理(狩猟税)	1件当たり	60円
(オ) 収納マスタ更新処理	作業1回当たり	12,400円
(カ) オンライン処理	1か月当たり	12,600円
(キ) 課税状況調パンチ処理	1枚当たり	640円
(ク) 課税明細データ作成処理	作業1回当たり	8,900円
(ケ) 臨時(調定・申告)処理	1件当たり	45円
(コ) プログラム臨時処理	1人日当たり	25,000円
コ 収納管理		
(ア) 消し込み処理	1か月当たり	591,600円
(イ) 還付充当処理	1か月当たり	312,000円
(ウ) 月次集計処理	1か月当たり	94,000円
(エ) 過誤納リスト等処理	1か月当たり	49,500円
(オ) 報償金算定処理	作業1回当たり	46,000円
(カ) 決算統計処理	作業1回当たり	535,700円
(キ) 収納実績処理	1か月当たり	112,100円
(ク) 宛名圧縮マスタ作成処理	作業1回当たり	371,200円
(ケ) オンライン処理	1か月当たり	71,800円
(コ) マスタ切り処理	作業1回当たり	300,000円
(サ) 住所コード更新処理	1か月当たり	32,200円
(シ) 金融機関エラーチェック処理	作業1回当たり	48,100円
(ス) データコンバート等処理	1秒当たり	450円
(セ) 納付情報登録処理	1か月当たり	64,300円

(ソ) 仮消し込み反映処理	1か月当たり	16,800円
(タ) 本消し込み反映処理	1か月当たり	9,900円
(チ) 滞納者マスタ作成処理	1か月当たり	9,900円
(ツ) 収納明細データ作成処理	作業1回当たり	153,400円
(テ) 延滞金月次調定処理	1か月当たり	80,100円
(ト) 滞納繰越調定処理	作業1回当たり	81,000円
(ナ) 地方法人特別税月次集計処理	1か月当たり	19,800円
サ 滞納整理		
(ア) 督促状・催告状等作成処理	1か月当たり	86,700円
(イ) 延滞金通知処理	1か月当たり	79,200円
(ウ) 収入状況一覧表作成	作業1回当たり	42,900円
(エ) オンライン処理	1か月当たり	72,600円
(オ) 不納欠損処理	作業1回当たり	74,200円
(カ) 滞納整理進行管理状況処理	1か月当たり	121,100円
(キ) 本税時効到来分リスト作成	作業1回当たり	35,600円
(ク) 延滞金時効到来分リスト作成	作業1回当たり	88,200円
(ケ) 延滞金催告通知処理	作業1回当たり	217,800円
(コ) 未納データベース作成処理	1か月当たり	420,000円
(サ) 進行管理表用データベース作成処理	1か月当たり	39,600円
(シ) 未進捗リスト用データベース作成処理	作業1回当たり	19,800円
(ス) マスタ切り処理	作業1回当たり	29,700円
(セ) 地方税法(昭和25年法律第226号)第48条関係処理	1か月当たり	9,900円
シ 県税統合宛名管理		
(ア) 既存宛名連携処理	1か月当たり	99,000円
(イ) 申告データ番号真正性確認処理	1か月当たり	39,600円
(ウ) 統合・分割処理	1か月当たり	49,500円
(エ) 各種チェックリスト作成処理	作業1回当たり	49,500円
(オ) 住基突合用データ作成処理	作業1回当たり	39,600円
(カ) マスタ切り処理	作業1回当たり	80,000円
(キ) オンライン処理	1か月当たり	49,500円
(ク) 法人データ突合処理	1か月当たり	19,800円
(ケ) 住基異動情報等取込処理	1か月当たり	39,600円
(コ) 団体内統合宛名税情報登録処理	1か月当たり	19,800円
ス 各種消耗品		
(ア) ロングライフリボンカートリッジ	1個当たり	2,200円
(イ) トナーカートリッジ 大	1本当たり	24,000円
(ウ) ドラムカートリッジ 大	1本当たり	56,000円
(エ) EPカートリッジ 中	1本当たり	33,600円
(オ) トナーカートリッジ 小	1本当たり	16,000円
(カ) ドラムユニット 小	1本当たり	32,000円
(キ) B4 カット用紙	1箱当たり	2,600円
(ク) A4 カット用紙	1箱当たり	1,800円
(ケ) 給紙ローラ (KIT TRAY FEED ROLL) 大	1個当たり	2,300円
(コ) 転写ローラ (HGS ASSY-BTR) 大	1個当たり	3,800円

(サ) 定着器 (FUSER ASSY) 大	1個当たり	31,600円
(シ) 給紙ローラ (KIT FEEDER, HCFMSI) 大	1個当たり	2,600円
(ス) 100Kキット (8500) 中	1個当たり	25,000円
(セ) ピックローラキット (手差し) 中	1個当たり	4,800円
(ソ) ピックローラキット (トレイ) 中	1個当たり	2,140円
(タ) 600Kキット (8450) 中	1個当たり	35,000円
(チ) カセットシュートキット 中	1個当たり	4,900円
(ツ) 給紙ローラキット (PAPER FEEDING KIT MP) 小	1個当たり	4,000円
(テ) 給紙ローラキット (PAPER FEEDING KIT) 小	1個当たり	4,100円
(ト) 定着器 (FIXING UNIT 115V) 小	1個当たり	31,200円
(ナ) レーザユニット (LASER UNIT) 小	1個当たり	27,200円
(ニ) 給紙ローラキット増設ホッパ (PAPER FEEDING KIT)		
小	1個当たり	4,100円
(ヌ) プリントヘッド (FMS-24◎P/H)	1個当たり	53,900円
セ メール費用		
(ア) 各種帳票集配送	1か月当たり	190,000円
ソ システム作成費用		
(ア) プログラム作成費	1人日当たり	38,250円
タ 調査関連費用		
(ア) システム影響度調査費	1人日当たり	38,250円
チ 機器使用料		
(ア) 端末装置使用料 (4月～8月)	1か月当たり	4,335,233円
(イ) 端末装置使用料 (9月～3月)	1か月当たり	4,341,106円
(ウ) 端末装置保守料 (4月～8月)	1か月当たり	1,898,135円
(エ) 端末装置保守料 (9月～3月)	1か月当たり	1,920,757円
(オ) 回線使用料	1か月当たり	893,370円
(カ) 付属機器使用料	1か月当たり	570,000円
(キ) 情報セキュリティ対策料	1か月当たり	393,236円
(ク) 休日等ホスト稼働料	1時間当たり	19,000円
(2) 軽油流通情報管理システム		
ア データパンチ処理	1件当たり	23円
イ 流通データ処理	1か月当たり	167,400円
ウ 異動データ処理	1か月当たり	39,200円
エ 数量突合処理	1か月当たり	27,300円
オ 申告書プレプリント処理	1か月当たり	36,200円
(3) 自動車税システム		
ア 月例処理関係		
(ア) 分配情報作成及び関連1回目処理	1か月当たり	118,200円
(イ) 分配情報作成及び関連2回目処理	1か月当たり	51,900円
(ウ) 分配情報突合データ作成	1か月当たり	217,800円
(エ) 分配情報チェックリスト作成	1件当たり	7円
(オ) 分配情報修正データ作成	1件当たり	14円
(カ) 分配情報修正1回目作業	1か月当たり	117,000円
(キ) 分配情報修正2回目作業	1か月当たり	51,900円

(ク) カナ情報修正データ作成	1件当たり	14円
(ケ) カナ情報付与1回目処理	1か月当たり	78,900円
(コ) カナ情報付与2回目処理	1か月当たり	34,600円
(サ) 車種名付与1回目処理	1か月当たり	33,200円
(シ) 車種名付与2回目処理	1か月当たり	14,500円
(ス) 追加情報データ作成	1件当たり	9円
(セ) 追加情報データ作成(個人番号又は法人番号)	1件当たり	3円
(ソ) 追加情報付与1回目処理	1か月当たり	64,740円
(タ) 追加情報付与2回目処理	1か月当たり	28,900円
(チ) 税率・郵便番号等付与1回目処理	1か月当たり	52,860円
(ツ) 税率・郵便番号等付与2回目処理	1か月当たり	23,160円
(テ) 課税マスタ異動1回目処理	1か月当たり	404,300円
(ト) 課税マスタ異動2回目処理	1か月当たり	177,800円
(ナ) 減額・還付内訳書作成処理	1件当たり	0.8円
(ニ) 減額通知書作成	1件当たり	21円
(ヌ) 公金送金通知書等作成処理	1件当たり	32円
(ネ) リストテープ作成処理	1か月当たり	79,500円
(ノ) 納税者番号付与1回目処理	1か月当たり	177,600円
(ハ) 納税者番号付与2回目処理	1か月当たり	78,100円
(ヒ) 異動履歴処理1回目作業	1か月当たり	88,500円
(フ) 異動履歴処理2回目作業	1か月当たり	38,900円
(ヘ) 自動車取得税月例1回目処理	1か月当たり	47,900円
(ホ) 自動車取得税月例2回目処理	1か月当たり	20,900円
イ 課税処理関係		
(ア) 賦課減額決議書等作成処理	作業1回当たり	45,000円
(イ) 賦課減額決議書動態調べ作成処理	作業1回当たり	81,000円
(ウ) 移転サインチェックリスト作成処理	作業1回当たり	45,000円
(エ) 身体障害者減免者テープ作成処理	作業1回当たり	121,000円
(オ) 減免通知書作成	1件当たり	6.2円
(カ) 減免継続申請書作成処理	1件当たり	27.5円
(キ) 納税通知書データ作成処理(バーコードなし)	1件当たり	13.8円
(ク) 納税通知書データ作成処理(バーコードあり)	1件当たり	6.2円
(ケ) 定期賦課処理	作業1回当たり	1,388,000円
(コ) 賦課時情報引継処理	作業1回当たり	24,000円
(サ) 履歴マスタ年度末処理	作業1回当たり	180,000円
(シ) 滞納繰越年度末処理	作業1回当たり	180,000円
(ス) 現年度完納分過年度データ移行処理	作業1回当たり	180,000円
(セ) 滞納完納分過年度データ移行処理	作業1回当たり	135,000円
(ソ) 分納履歴・課税マスタ整合性チェック処理	1か月当たり	24,000円
(タ) 公示サインによるコメントレコード1回目作成	1か月当たり	56,700円
(チ) 公示サインによるコメントレコード2回目作成	1か月当たり	24,900円
(ツ) 要調査サイン修復処理	作業1回当たり	60,000円
(テ) 職権保留連絡票作成(現年及び滞繰)	作業1回当たり	53,300円
(ト) 職権保留更新処理(現年及び滞繰)	作業1回当たり	90,000円

(ナ) 減免・免除・復活更新処理	1か月当たり	267,300円
ウ 納貯口座処理関係		
(ア) 納貯口座加入者自動抽出処理	作業1回当たり	673,000円
(イ) 納貯口座対象者リスト作成処理	作業1回当たり	41,400円
(ウ) 納貯口座マスタ異動処理	作業1回当たり	31,000円
(エ) 納貯・口座関係明細書作成処理	1件当たり	1.8円
(オ) 口座振替分納税通知書データ作成	1件当たり	6.2円
(カ) 県税振替納付依頼書作成	1件当たり	11.5円
(キ) 納貯組合員の納税状況調書作成処理	作業1回当たり	18,000円
(ク) 口座振替データ作成	作業1回当たり	81,000円
(ケ) 金融機関コード別集計表作成作業	作業1回当たり	22,000円
(コ) 金融機関コード整備処理	1か月当たり	21,300円
(サ) 振替口座データ一括変換処理	作業1回当たり	60,000円
(シ) 口座振替納税証明書データ作成	1件当たり	6.2円
エ 収納処理関係		
(ア) オンライン消込処理	1件当たり	17円
(イ) 収入状況一覧表作成	1件当たり	1円
(ウ) 収入状況リストテープ作成処理	作業1回当たり	118,800円
(エ) 督促状等データ作成処理(バーコードなし)	1件当たり	15.9円
(オ) 督促状等データ作成処理(バーコードあり)	1件当たり	6.2円
(カ) 各種テープ抽出処理	作業1回当たり	118,800円
(キ) 督促状等控えリスト作成	1件当たり	1.2円
(ク) 督促状等発付前納付リスト作成	作業1回当たり	11,800円
(ケ) 口座振替分磁気テープ変換作業	作業1回当たり	35,600円
(コ) 自動車税済通年度処理	作業1回当たり	117,000円
(サ) MPN収納用納税証明書作成	1件当たり	32円
(シ) 電子納税確認連携処理	1か月当たり	118,800円
オ 統計その他		
(ア) 各種統計資料作成処理	作業1回当たり	119,600円
(イ) 軽油使用者調作成処理	1件当たり	3.6円
(ウ) 各種リストテープ作成処理	作業1回当たり	119,700円
(エ) 各種プルーフリスト作成	1か月当たり	9,800円
(オ) 大口リスト作成	1件当たり	1.8円
(カ) コメントリスト作成	作業1回当たり	29,700円
(キ) 身体障害者減免データベース作成	1か月当たり	12,700円
(ク) 身体障害者減免未納者一覧表作成	作業1回当たり	118,400円
(ケ) 職権抹消処理	作業1回当たり	213,800円
(コ) 職権抹消照会ハガキ作成	1件当たり	12円
(サ) 自動車税滞納者マスタ作成処理	作業1回当たり	13,800円
(シ) データコンバート等処理	1秒当たり	450円
(ス) オンライン処理作業	1か月当たり	899,700円
(セ) 課税明細データ作成処理	作業1回当たり	128,700円
(ソ) プログラム臨時処理	1人日当たり	25,000円
カ 自動車取得税関係		

(ア) 自動車取得税データコンバート	作業1回当たり	14,800円
(イ) 自動車取得税オンライン処理	1か月当たり	12,600円
(ウ) 課税明細データ作成処理	作業1回当たり	54,400円
キ プログラム作成関係		
(ア) プログラム作成費	1人日当たり	38,250円

6 契約の相手方を決定した手続

随意契約

7 随意契約の理由

特例政令第10条第1項第2号の規定に該当し、地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条第2項及び同法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の2第1項第2号の規定により随意契約する。

和歌山県告示第447号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第59条第1項の規定により、指定自立支援医療機関（精神通院医療）を次のとおり指定したので公示する。

平成28年4月19日

和歌山県知事 仁坂吉伸

医療機関の名称	医療機関の所在地	主として担当する医師（薬剤師）の氏名又は訪問看護ステーション等の名称	指定年月日
株式会社絆	海南市日方1279-3-201	訪問看護ステーションサポートセンターきずな	平成28.4.1

和歌山県告示第448号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第59条第1項の規定により、指定自立支援医療機関（精神通院医療）を次のとおり指定したので公示する。

平成28年4月19日

和歌山県知事 仁坂吉伸

医療機関の名称	医療機関の所在地	主として担当する医師（薬剤師）の氏名又は訪問看護ステーション等の名称	指定年月日
ミモザ調剤薬局	和歌山市中之島字向芝2347-1	福島利男	平成28.4.1

和歌山県告示第449号

漁船損害等補償法（昭和27年法律第28号）第112条第1項及び第2項本文の規定により、加入区を次のように指定するので、同条第6項の規定により告示する。

平成28年4月19日

和歌山県知事 仁坂吉伸

加入区の名称	加入区の区域
新庄加入区	田辺市新庄町、たきない町及び神島台

和歌山県告示第450号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第2項の規定に基づき和歌山市長から公共測量を終了した旨通知があったので、次のとおり公示する。

平成28年4月19日

和歌山県知事 仁坂吉伸

- 1 作業の種類 公共測量(数値地形図修正)
- 2 作業期間 平成28年1月21日から同年3月31日まで
- 3 作業地域 和歌山県和歌山市六十谷、湯屋谷及び山口

和歌山県告示第451号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更したので告示する。

この関係図面は、和歌山県県土整備部道路局道路保全課において告示の日から30日間一般の縦覧に供する。

平成28年4月19日

和歌山県知事 仁坂吉伸

- 1 道路の種類 一般国道
- 2 路線名 370号

区 間	新旧の別	敷地の 幅員 メートル	延長 メートル	備 考
伊都郡かつらぎ町大字新城字中山926番1地先から同町大字新城字中山934番地先まで	旧	9.26) 11.89	62.32	
同上	新	9.26) 13.56	62.32	

和歌山県告示第452号

次のように道路の供用を開始するので、道路法(昭和27年法律第180号)第18条第2項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、和歌山県県土整備部道路局道路保全課において告示の日から30日間一般の縦覧に供する。

平成28年4月19日

和歌山県知事 仁坂吉伸

道路の種類 一般国道

路線名 370号

供用開始の区間 伊都郡かつらぎ町大字新城字中山926番1地先から同町大字新城字中山934番地先まで

供用開始の期日 平成28年4月19日

和歌山県告示第453号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更したので告示する。

この関係図面は、和歌山県県土整備部道路局道路保全課において告示の日から30日間一般の縦覧に供する。

平成28年4月19日

和歌山県知事 仁坂吉伸

- 1 道路の種類 県道

2 路線名 橋本五條線

区 間	新旧の別	敷 地 の 幅 員 メートル	延 長 メートル	備 考
橋本市上田字森ノ本106番1地先 から同市上田字森ノ本103番2地 先まで	旧	11.45 } 19.20	66.14	
同上	新	11.45 } 25.43	65.93	

和歌山県告示第454号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、和歌山県県土整備部道路局道路保全課において告示の日から30日間一般の縦覧に供する。

平成28年4月19日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

道路の種類 県道

路線名 橋本五條線

供用開始の区間 橋本市上田字森ノ本104番2地先から同市上田字塙ノ谷85番地先まで

供用開始の期日 平成28年4月19日

和歌山県告示第455号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更したので告示する。

この関係図面は、和歌山県県土整備部道路局道路保全課において告示の日から30日間一般の縦覧に供する。

平成28年4月19日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

1 道路の種類 県道

2 路線名 吉備金屋線

区 間	新旧の別	敷 地 の 幅 員 メートル	延 長 メートル	備 考
有田郡有田川町大字下津野字柏 田474番3地先から同町大字下津 野字柏田470番5地先まで	旧	7.18 } 10.61	95.53	
同上	新	7.18 } 13.08	95.53	

和歌山県告示第456号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、和歌山県県土整備部道路局道路保全課において告示の日から30日間一般の縦覧に供す

る。

平成28年4月19日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

道路の種類 県道

路線名 吉備金屋線

供用開始の区間 有田郡有田川町大字下津野字柏田474番3地先から同町大字下津野字柏田470番5地先まで

供用開始の期日 平成28年4月19日

和歌山県告示第457号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更したので告示する。

この関係図面は、和歌山県県土整備部道路局道路保全課において告示の日から30日間一般の縦覧に供する。

平成28年4月19日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

1 道路の種類 県道

2 路線名 吉備金屋線

区 間	新旧の別	敷 地 の 幅 員 メートル	延 長 メートル	備 考
有田郡有田川町大字天満字千手面町50番1地先から同町大字天満字千手面町52番1地先まで	旧	8.16 } 8.75	44.41	
同上	新	9.93 } 12.74	44.41	

和歌山県告示第458号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、和歌山県県土整備部道路局道路保全課において告示の日から30日間一般の縦覧に供する。

平成28年4月19日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

道路の種類 県道

路線名 吉備金屋線

供用開始の区間 有田郡有田川町大字天満字千手面町50番1地先から同町大字天満字千手面町52番1地先まで

供用開始の期日 平成28年4月19日

和歌山県告示第459号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更したので告示する。

この関係図面は、和歌山県県土整備部道路局道路保全課において告示の日から30日間一般の縦覧に供す

る。

平成28年4月19日

和歌山県知事 仁坂吉伸

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 御坊美山線

区 間	新旧の別	敷地の幅員 メートル	延長 メートル	備 考
日高郡日高川町大字高津尾字野手崎150番1地先から同町大字高津尾字榎ノ木168番4地先まで	旧	7.80 }	53.60	
同上	新	10.19 }	53.60	

和歌山県告示第460号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、和歌山県県土整備部道路局道路保全課において告示の日から30日間一般の縦覧に供する。

平成28年4月19日

和歌山県知事 仁坂吉伸

- 道路の種類 県道
- 路線名 御坊美山線

供用開始の区間 日高郡日高川町大字高津尾字野手崎150番1地先から同町大字高津尾字榎ノ木168番4地先まで

供用開始の期日 平成28年4月19日

和歌山県告示第461号

津波防災地域づくりに関する法律（平成23年法律第123号）第53条第1項の規定により、津波災害警戒区域を次のとおり指定する。

平成28年4月19日

和歌山県知事 仁坂吉伸

- 1 津波災害警戒区域

市町	大字等	平面図
海南市	井田、下津町塩津、下津町下津、下津町丸田、下津町小原、下津町上、下津町大崎、下津町丁、下津町方、黒江、山崎町一丁目、山崎町二丁目、山崎町三丁目、船尾、大野中、築地、鳥居、藤白、日方、馬場町一丁目、馬場町二丁目、馬場町三丁目、名高及び冷水	次の図のとおり
有田市	宮崎町、古江見、港町、山地、初島町浜、新堂、千田、辻堂、箕島及び野	次の図のとおり
湯浅町	栖原、田、湯浅及び別所	次の図のとおり
広川町	井関、広、山本、上中野、西広、殿、唐尾、東中、南金屋、名島、柳瀬及び和田	次の図のとおり
由良町	阿戸、衣奈、戸津井、江ノ駒、三尾川、小引、神谷、吹井、大引、網代、門前及び里	次の図のとおり

日高町	阿尾、荊木、高家、産湯、志賀、小浦、小坂、小池、小中、津久野、比井及び方杭	次の図のとおり
日高川町	小熊及び土生	次の図のとおり
美浜町	吉原、三尾、田井、浜ノ瀬及び和田	次の図のとおり
御坊市	藪、塩屋町南塩屋、塩屋町北塩屋、岩内、熊野、荊木、御坊、島、湯川町丸山、湯川町財部、湯川町小松原、湯川町富安、藤田町吉田、藤田町藤井、名屋、名屋町一丁目、名屋町二丁目、名屋町三丁目、名田町上野、名田町楠井、名田町野島及び野口	次の図のとおり
印南町	印南、山口、西ノ地、津井、島田及び南谷	次の図のとおり
みなべ町	気佐藤、筋、熊岡、塚、山内、芝、埴田、西岩代、東岩代、東吉田、徳蔵、南道及び北道	次の図のとおり
田辺市	あけぼの、たきない町、むつみ、磯間、稲成町、栄町、下屋敷町、下万呂、学園、元町、古尾、江川、高雄一丁目、高雄二丁目、高雄三丁目、今福町、紺屋町、秋津町、上の山一丁目、上の山二丁目、上屋敷一丁目、上屋敷二丁目、上屋敷三丁目、新屋敷町、新庄町、神子浜一丁目、神子浜二丁目、神島台、扇ヶ浜、中屋敷町、中芳養、天神崎、東山一丁目、東山二丁目、東陽、南新町、南新万、福路町、文里一丁目、文里二丁目、片町、宝来町、芳養松原一丁目、芳養松原二丁目、芳養町、北新町、本町、末広町、湊、明洋一丁目、明洋二丁目、明洋三丁目及び目良	次の図のとおり
白浜町	安宅、栄、塩野、堅田、才野、十九洲、大古、中、椿、田野井、日置及び富田	次の図のとおり
すさみ町	見老津、口和深、江住、周参見及び里野	次の図のとおり
古座川町	宇津木、月野瀬、高瀬、高池及び潤野	次の図のとおり
串本町	サンゴ台、伊串、檜野、串本、古座、古田、江田、高富、出雲、上田原、神野川、須江、西向、大島、中湊、潮岬、津荷、田原、田子、田並、田並上、二色、姫、有田、有田上、和深及び瀨野川	次の図のとおり
那智勝浦町	宇久井、浦神、下里、下和田、橋ノ川、狗子ノ川、市屋、勝浦、庄、川関、築地一丁目、築地二丁目、築地三丁目、築地四丁目、築地五丁目、築地六丁目、築地七丁目、築地八丁目、朝日一丁目、朝日二丁目、朝日三丁目、朝日四丁目、天満、天満一丁目、湯川、二河、八尺鏡野、浜ノ宮、粉白、北浜一丁目、北浜二丁目及び北浜三丁目	次の図のとおり
太地町	森浦及び太地	次の図のとおり
新宮市	あけぼの、阿須賀一丁目、阿須賀二丁目、伊佐田町二丁目、王子町一丁目、王子町二丁目、王子町三丁目、下田一丁目、下田二丁目、下田三丁目、下本町二丁目、丸山、橋本二丁目、熊野地一丁目、熊野地二丁目、佐野、佐野一丁目、佐野二丁目、佐野三丁目、三輪崎、三輪崎一丁目、三輪崎二丁目、三輪崎三丁目、春日、徐福一丁目、徐福二丁目、新宮、清水元一丁目、清水元二丁目、池田一丁目、池田二丁目、池田三丁目、田鶴原町一丁目、田鶴原町二丁目、南檜杖、蓬莱一丁目、蓬莱二丁目、蓬莱三丁目、木ノ川、野田、緑ヶ丘一丁目、緑ヶ丘二丁目及び緑ヶ丘三丁目	次の図のとおり

2 基準水位

次の図のとおり

(次の図は、省略し、その図面を和歌山県県土整備部港湾空港局港湾漁港整備課並びに関係市役所及び町役場に備え置いて縦覧に供する。)

和歌山県告示第462号

IC運転免許証作成用消耗品の購入について、随意契約の相手方を決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令(平成7年政令第372号。以下「特例政令」という。)第11条

及び和歌山県の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則(平成7年和歌山県規則第107号)第10条の規定に基づき、次のとおり公示する。

平成28年4月19日

和歌山県知事 仁坂吉伸

1 随意契約に係る物品等の名称及び数量

- (1) カード基体 300枚×3入(一般) 91箱
- (2) カード基体 300枚×3入(優良) 91箱
- (3) カード基体 300枚×3入(新規) 11箱
- (4) 経歴証明書カード基体 300枚 4本
- (5) IC用リボンセット(2,000枚×1入×7種) 88箱

2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地

和歌山県警察本部警務部会計課
和歌山市小松原通一丁目1番地1

3 随意契約の相手方を決定した日

平成28年4月1日

4 随意契約の相手方の氏名及び住所

株式会社DNPアイディーシステム
東京都新宿区新宿四丁目3番17号

5 随意契約に係る契約金額

- (1) カード基体 300枚×3入(一般)
1箱当たり 485,028円
- (2) カード基体 300枚×3入(優良)
1箱当たり 485,028円
- (3) カード基体 300枚×3入(新規)
1箱当たり 485,028円
- (4) 経歴証明書カード基体 300枚
1本当たり 162,648円
- (5) IC用リボンセット(2,000枚×1入×7種)
1箱当たり 151,200円

6 契約の相手方を決定した手続

随意契約

7 随意契約の理由

特例政令第10条第1項第2号に該当し、地方自治法(昭和22年法律第67号)第234条第2項の規定により随意契約する。

公安委員会告示

和歌山県公安委員会告示第21号

風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和23年法律第122号)第38条第1項の規定による少年指導委員について次のとおり告示する。

平成28年4月19日

和歌山県公安委員会委員長 溝端 莊 悟

氏名	連絡先	活動区域

川俣幸男		
広畑良次	橋本市市脇四丁目2番2号 橋本警察署 生活安全刑事課	橋本警察署管内
山名清隆		
井尻丈士		
大谷典一	伊都郡かつらぎ町大字中飯降1150番1 かつらぎ警察署 生活安全刑事課	かつらぎ警察署管内
平山忠央		
西川文敏		
堀田泰伯	岩出市高塚198番地の1 岩出警察署 生活安全刑事課	岩出警察署管内
山本芳久		
天野芳士		
丸山ひとみ		
半田徳夫	和歌山市栗栖686番地の7 和歌山東警察署 生活安全課	和歌山東警察署管内
村瀬一也		
森田昌伸		
梶本雅彦		
青木保誠		
橋爪茂	和歌山市吹上一丁目6番30号 和歌山西警察署 生活安全課	和歌山西警察署管内
福井浄堂		
畑中幹造		
井手康滋		
楠本良平	和歌山市松江北二丁目1番41号 和歌山北警察署 生活安全刑事課	和歌山北警察署管内
牧野真知子		
妻木茂		
内芝和哉	海南市日方1294番地の24 海南警察署 生活安全刑事課	海南警察署管内
柳瀬喜生		
嶋田望		
伊藤嘉史	有田市宮崎町265番地 有田警察署 生活安全刑事課	有田警察署管内
中尾友明		
赤田修己		
林宇一	有田郡湯浅町大字栖原184番地2 湯浅警察署 生活安全刑事課	湯浅警察署管内
若宮陽子		
神田秀昭		
切目正	御坊市湯川町財部237番地の1 御坊警察署 生活安全刑事課	御坊警察署管内
木村三樹夫		

熊代了三	田辺市上の山一丁目2番15号 田辺警察署 生活安全刑事課	田辺警察署管内
愛須浩行		
西山博康		
愛須崇夫	西牟婁郡白浜町2926番地の82 白浜警察署 生活安全刑事課	白浜警察署管内
金子賢次		
濱口温司		
坂本卓巳	東牟婁郡串本町串本2114番地 串本警察署 生活安全刑事課	串本警察署管内
森澤均		
川端崇夫		
伊藤算志	新宮市緑ヶ丘三丁目2番57号 新宮警察署 生活安全刑事課	新宮警察署管内
坂下正明		
田代知美		
松本勉		
柳本利文		

労働委員会告示

和歌山県労働委員会告示第1号

労働関係調整法施行令（昭和21年勅令第478号）第4条及び労働委員会規則（昭和24年中央労働委員会規則第1号）第68条第1項の規定により、和歌山県労働委員会あっせん員候補者の氏名、関歴等を次のとおり公示する。

平成28年4月19日

和歌山県労働委員会会長 有 田 佳 秀

和歌山県労働委員会あっせん員候補者名簿

(平成28年4月6日現在)

氏 名	現 職	経 験 及 び 関 歴	委 嘱 日
ありたよしひで 有田佳秀	弁護士	36期～41期公益委員 36期～38期会長代理 39期～会長	H18. 3. 17
たなかよしひろ 田中祥博	弁護士	39期～41期公益委員 39期～会長代理	H24. 4. 4
じんとくこうじ 神徳皓治	(元) 和歌山県参事	39期～41期公益委員	H24. 4. 4
よしぎわなおみ 吉澤尚美	弁護士	40期～41期公益委員	H26. 4. 2
こじまのりあき 小寫典明	大阪大学大学院法学研究科教授	41期公益委員	H28. 4. 6
すぎかつのり 杉勝則	和歌山県地方労働組合評議会事務局長	37期～41期労働者委員	H20. 3. 19
はまじまさよし 濱地正由	和歌山県電力総連会長	40期～41期公益委員	H26. 8. 6

もりはらかつひろ 森原功裕	UAゼンセン和歌山県支部支部長	40期～41期公益委員	H27. 4. 1
いけだゆうすけ 池田祐輔	基幹労連和歌山県本部委員長	40期～41期公益委員	H27. 4. 1
みなとひろゆき 湊博行	情報労連和歌山県協議会議長	41期労働者委員	H28. 4. 6
ふるたにのりお 古谷紀男	近畿労働金庫和歌山地区統括本部本部長	34期～40期労働者委員	H15. 2. 17
よこやまみつひろ 横山光裕	(前) UAゼンセン和歌山県支部支部長	38期～40期労働者委員	H22. 11. 17
とうごうたかふみ 東郷隆文	連合和歌山事務局長	38期～40期労働者委員	H23. 4. 20
しまもとよしかず 嶋本佳和	情報労連大阪地区協議会事務局長	39期～40期労働者委員	H24. 4. 4
あんどうもとじ 安藤元二	関西コンサルティングシステム株式会社代表取締役	34期～41期使用者委員	H14. 2. 27
こばたえいぞう 小畑英三	小畑産業株式会社代表取締役会長	35期～41期使用者委員	H16. 3. 17
かすやもとはる 糟谷元春	太陽シールクパック株式会社取締役会長	38期～41期使用者委員	H22. 3. 19
ながいけいいち 永井慶一	和歌山県経営者協会専務理事・事務局長	39期～41期使用者委員	H24. 4. 4
おかだあき 岡田亜紀	菱岡工業株式会社代表取締役	39期～41期使用者委員	H25. 2. 6
いしづかかずお 石塚和夫	労働委員会事務局長		H28. 4. 6
にごしこうへい 二越宏平	労働委員会事務局審査調整課長		H28. 4. 6
はたなかかずひろ 畑中一宏	労働委員会事務局審査調整課副課長		H25. 4. 3
まつもとよしはる 松本義春	労働委員会事務局審査調整課主任		H19. 4. 4
なかむらやすたか 中村安隆	労働委員会事務局審査調整課主任		H25. 4. 3

監 査 公 表

和歌山県監査公表第15号

平成27年12月11日付け監査報告第15号の監査結果に基づき、知事等から措置を講じた旨の通知があったので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第12項の規定により、次のとおり公表する。

平成28年4月19日

和歌山県監査委員 保 田 栄 一
和歌山県監査委員 足 立 聖 子
和歌山県監査委員 立 谷 誠 一
和歌山県監査委員 泉 正 徳

1 伊都振興局地域振興部

監査実施年月日 平成27年11月2日

監査の結果	監査の結果に基づき講じた措置
<p>注意事項</p> <p>(1) 消耗品費の支出において、支出額を誤って過払いをしていた事例があったので、適正な支出審査を行われたい。</p> <p>(2) 単価契約外の物品購入に係る支出において、遅延を生じさせていたので、適正な支出審査を行われたい。</p> <p>(3) 資金前渡職員でない旅費受領受任者に、誤って使用料及び賃借料を支出していたので、適正な支出審査を行われたい。</p> <p>(4) 報酬について、二重支払を行い戻入した事例があったので、適正に処理されたい。</p> <p>(5) 旅費計算書において、計算誤りにより過渡しが生じていた事例があったので、適正に処理されたい。</p> <p>(6) ほ場借り上げに係る賃借料の支出票において、履行確認がなされていなかったため、適正に処理されたい。</p> <p>(7) 旅費の過年度支出の支出負担行為が、出納機関に合議されていなかったため、適正に処理されたい。</p> <p>(8) 収入調定票兼収納状況一覧表(事後調定)について、決裁手続がなされていなかったため、適正に処理されたい。</p> <p>(9) 前金払請求書の請求日が出納整理期間中であつたので、適正に処理されたい。</p> <p>(10) 資金前渡口座の預金利息の調定期間が遅延していたので、適正に処理されたい。</p> <p>(11) 外出承認簿において、次の不適正な事例があつたので、適正に処理されたい。</p> <p>ア 移動方法の記入漏れ及び鉛筆での記入があつた。</p> <p>イ 使用する自家用車等の車番・保険内容等の記載漏れがあつた。</p>	<p>注意事項</p> <p>(1) 支出命令額の誤りについては、請求書等の確認を指導し、適正な会計審査を行うよう徹底を図った。</p> <p>(2) 支払遅延について、常に請求年月日等の確認を行うよう指導し、適正な会計審査を行うよう徹底を図った。</p> <p>(3) 支出区分を変更させたことにより生じた誤りであり、今後このようなことがないよう、確認の徹底を図り、適正な支出審査に努めている。</p> <p>(4) 支出証拠書類の提出を確認し、適正な事務処理の徹底を図った。</p> <p>(5) 旅費の計算誤りについては、会計専門員に確認するなど、誤りを事前に防ぐよう事務処理の徹底を図った。</p> <p>なお、旅費の過渡し分については、既に収納済みである。</p> <p>(6) 支払関係書類のチェック体制を強化し、適正に処理を行うよう徹底を図った。</p> <p>(7) 今後は、帳票等の確認作業を怠らず、適正な事務処理を行うよう徹底を図った。</p> <p>(8) 再発防止のため、帳票等の確認作業を徹底し、チェック体制の強化を図った。</p> <p>(9) 前金払の支払については、和歌山県財務規則(昭和63年和歌山県規則第28号)等の規程を確認し、適正な事務処理を行うよう徹底を図った。</p> <p>(10) 今後、預金利息を発生させないよう、基本的な事務処理の徹底を図った。</p> <p>(11) ア及びイとも再発防止のため、記入者だけでなく承認者も十分に確認を行い、適正な事務処理を行うよう全職員に周知徹底した。</p>

2 伊都振興局健康福祉部

監査実施年月日 平成27年11月2日

監査の結果	監査の結果に基づき講じた措置
<p>注意事項</p> <p>(1) 生活保護費返還金未収金については、平成26年度末で約59万円となっており、前年度末に比し約1万円減少している。</p> <p>今後も、新規未収金の発生防止に努めるとともに、未収金について、未納者の現状を把握し償還指導を行うなど、適切な債権管理に努められたい。</p> <p>(2) 母子父子寡婦福祉資金貸付金償還金の未収金については、平成26年度末で約567万円となっており、前年度末に比し約65万円減少している。</p> <p>今後も、新規未収金の発生防止に努めるとともに、未収金について、未納者及び連帯保証人等の現状を把握し、適切な債権管理に努められたい。</p>	<p>注意事項</p> <p>(1) 償還指導を継続的に実施した結果、平成27年12月末までに約3万円の納付があつた。返還金の償還が途切れることのないよう、未納者への継続的な償還指導を引き続き実施していく。</p> <p>(2) 新規未償還金の発生を防止するために、借主、連帯借受人、連帯保証人及び市町村担当者の同席面接を実施し、連帯債務の内容の周知等、貸付申請時の審査を徹底し、無理のない貸付金額の指導を実施するとともに、償還開始時期の到来した借主には、文書・電話により償還指導を行った。</p> <p>滞納が3か月以上続いた場合、借主及び連帯保証人等に対する電話・訪問での督促や振興局での面接、償還計画の立て直し等の相談に加え、連帯保証人や</p>

- (3) 母子寡婦福祉対策資金貸付金償還金の未収金については、平成26年度末で約17万円となっており、前年度末に比し約2万円減少している。
今後も、未納者の生活状況を把握し、適切な債権管理に努められたい。
- (4) 支払先を誤り正当な債権者以外の者に支払った事例があったので、今後このようなことがないように、適正に処理されたい。
- (5) 現金出納簿へ登記を行ったにもかかわらず、出納員の確認を受けていないものがあったので、今後このようなことがないように、適正に処理されたい。
- (6) 母子父子寡婦福祉資金貸付金償還金の滞納に係る違約金について、確定後速やかに調定することなく、翌年度以降に調定していたので、今後このようなことがないように、適正に処理されたい。

- 連帯借受人への文書や電話による協議・督促を実施した。
- また、二人一組での訪問体制や償還強化月間を設け、集中的な償還指導に取り組んだ。今後も対策会議、強化月間を計画している。
- (3) 償還指導を継続的に実施した結果、平成27年12月末までに約11万円の納付があった。引き続き未納者へ継続的な償還指導を実施していく。
 - (4) このような事例が発生しないよう、担当者が実績報告書作成時に請求書等との確認を確実にを行い、再発を防いでいく。
 - (5) 今後このようなことのないよう、注意する。
 - (6) 今後は、違約金確定後、速やかに調定を行う。

3 伊都振興局建設部

監査実施年月日 平成27年11月2日

監査の結果	監査の結果に基づき講じた措置
<p>注意事項</p> <ul style="list-style-type: none"> (1) 土木使用料（公営住宅）の収入未済額は、平成26年度末で約39万円となっており、前年度末に比し約90万円減少している。 今後も、未納者の現状を把握し、適切な債権管理に努められたい。 (2) 国道371号紀見隧道維持管理費の大阪府の費用負担については、大阪府との間で交わした協定書では、毎年度当初にその負担額の2分の1を予納し、精算完了後精算額を4月30日までに納入することとなっているにもかかわらず、これに沿った収入調定が行われていなかったため、適正に処理されたい。 (3) 現金出納簿について、出納員への送付がなされていないものがあったので、適正に処理されたい。 (4) 修繕料の支出を伴う公用車による交通事故が発生していたので、今後は事故防止に留意し、車両の適正な管理に努められたい。 (5) 集中調達物品以外の物品の調達に係る消耗品の納品について、物品調達何書を起案した職員が納品検査を行っていたので、平成21年1月5日付け第306号会計管理者及び財第235号総務部長通知に従い、適正に処理されたい。 (6) 不在者財産管理人選任審判申立取下げに伴う予納金の返還について、資金前渡の精算処理後に申立てを取り下げたにもかかわらず、返還金を歳入に受け入れず誤払金として戻入処理していたので、今後このようなことがないように、適正に処理されたい。 (7) 紀の川左岸地区道路設計（その4）業務の委託料について、繰越明許費の予算がないにもかかわらず、年度繰越しの変更契約を行っていたので、適正に処理されたい。 	<p>注意事項</p> <ul style="list-style-type: none"> (1) 未納者の現状をよく把握した上で、文書通知や電話による督促、催告を組み合わせた滞納整理に努め、今後とも未収金の更なる削減を図るよう取り組んでいく。 (2) 今後、予納については、毎年度当初に収入調定を行うこととし、また、精算についても大阪府との間で交わした協定書に沿って毎年度4月30日までに精算の収入調定を行うよう、適正に処理していく。 (3) 今後、確実に現金出納簿を出納員に送付し、適正に処理していく。 (4) 公用車による事故防止については、日々の朝礼で交通安全7則を確認するとともに、各課での職場研修や全職員を対象にした交通安全研修を実施するなど、これまでも交通安全対策の徹底を図ってきた。 今後とも、あらゆる機会を捉えて交通法令の遵守と交通事故防止の徹底を行っていく。 (5) 集中調達物品以外の物品の調達に係る消耗品の納品検査については、平成21年1月5日付け第306号会計管理者及び財第235号総務部長通知に従い、今後、適正に処理していく。 (6) 今後、同じ誤りを繰り返すことがないように適正に処理していく。 また、他の振興局においても同様のケースが想定されるため、今回の注意事項の内容を本課に報告し、周知を図った。 (7) 予算執行計画を十分把握していなかったため、繰越予算における委託料に不足が生じてしまった。 今後は予算執行計画を十分把握し、このようなことがないように、適正に処理していく。

(8) 国道371号(紀見隧道)換気装置保守点検業務委託について、年2回の点検を計画していたにもかかわらず、契約事務の遅れにより年1回しか実施できていなかったため、適正に処理されたい。

(8) 平成26年度の業務実施については、年2回の点検を計画していたが、発注の遅延により、年1回の点検となった。
 今後は、換気装置を適正に維持管理するため、年2回の点検を実施していく。

4 和歌山県立橋本高等学校・古佐田丘中学校

監査実施年月日 平成27年11月2日

監査の結果	監査の結果に基づき講じた措置
<p>注意事項</p> <p>(1) 消耗品費の支出において、支出額を誤って過渡しをした事例があったので、適正に処理されたい。</p> <p>(2) 消耗品費の納品書に受付印及び担当者の個人印の押印がなされていないものがあったので、平成21年1月5日付け出第306号会計管理者及び財第235号総務部長通知に従い、適正に処理されたい。</p> <p>(3) 随意契約の支出負担行為票に添付された見積書に見積者氏名が記載されていない事例があったので、適正に処理されたい。</p>	<p>注意事項</p> <p>(1) 過渡しとなった事例については、速やかに収入調定を行い、当該金額を収納した。 また、支出命令額の厳密なチェックを怠ることのないよう所属職員に周知徹底した。</p> <p>(2) 消耗品の納品処理については、平成21年1月5日付け出第306号会計管理者及び財第235号総務部長通知に従い、適正に処理するよう所属職員に周知徹底した。</p> <p>(3) 見積書受理時に見積者氏名等、必要な要件の確認を徹底するよう所属職員に周知徹底した。</p>

5 和歌山県立紀北工業高等学校

監査実施年月日 平成27年11月2日

監査の結果	監査の結果に基づき講じた措置
<p>注意事項</p> <p>(1) フェリー運賃に係る資金前渡において、次の不適切な事例があったので、適正に処理されたい。 ア 支出負担行為の整理時期の誤りがあった。 イ 旅費受領受任者に前渡資金を支出していた。</p> <p>(2) 産業機械移設業務委託において、検査調書を作成していなかったため、適正に処理されたい。</p> <p>(3) 旅費計算書において、計算誤りにより旅費額が不足していた事例があったので、適正に処理されたい。</p> <p>(4) 使用料及び賃借料並びに手数料に係る支出負担行為の決裁が、出納機関に合議されていなかったため、適正に処理されたい。</p> <p>(5) 電話使用料の支出において、県費支出額を誤ったため過渡しとなっているので、適正に処理されたい。</p> <p>(6) 物品管理において、現物確認できない備品があったので、適正に処理されたい。</p>	<p>注意事項</p> <p>(1) フェリー運賃に係る資金前渡において、支出負担行為の整理時期の誤りがあった事例及び旅費受領受任者に前渡資金を支出していた事例については、今後このようなことがないよう、適正な事務処理について所属職員に周知徹底を図った。</p> <p>(2) 産業機械移設業務委託において、検査調書を作成していなかった事例については、今後このようなことがないよう、適正な事務処理について所属職員に周知徹底を図った。</p> <p>(3) 旅費計算書の計算誤りについては、追給処理を行うとともに、今後このようなことがないよう、適正な事務処理について所属職員に周知徹底を図った。</p> <p>(4) 使用料及び賃借料並びに手数料に係る支出負担行為の決裁が、出納機関に合議されていなかった事例については、今後このようなことがないよう、適正な事務処理について所属職員に周知徹底を図った。</p> <p>(5) 電話使用料の支出において、県費支出額を過渡した事例については、収入調定処理を行うとともに、今後このようなことがないよう、適正な事務処理について所属職員に周知徹底を図った。</p> <p>(6) 指摘のあった備品については、耐用年数を超え修理不能で廃棄されたものであるため、廃棄手続を行うとともに、所属内の物品の適正な管理について徹底を図った。</p>

6 和歌山県立紀北農芸高等学校

監査実施年月日 平成27年11月2日

監査の結果	監査の結果に基づき講じた措置

注意事項

- (1) 週38時間45分の勤務時間を超えているにもかかわらず、代休に係る25/100の手当を支給していない事例があったので、適正に処理されたい。
- (2) 早朝出発夜間帰着の条件を満たす旅行命令において、早朝出発夜間帰着欄への記入がなされていたので、適正に処理されたい。
- (3) 旅行命令をすべきところ外出承認でしていたので、適正に処理されたい。
- (4) 修繕請負契約において、契約金額の100分の10以上の契約保証金を納付すべき条項があるにもかかわらず、それに満たない契約保証金を受け入れていた事例があったので、適正に処理されたい。

注意事項

- (1) 週38時間45分の勤務時間を超えているにも関わらず、代休に係る25/100の手当を支給していなかった事例については、追給処理を行うとともに、今後このようなことのないよう、適正な事務処理について所属職員に周知徹底を図った。
- (2) 早朝出発夜間帰着の条件を満たす旅行命令において、早朝出発夜間帰着欄への記入がなされていた事例については、追給処理を行うとともに、今後このようなことのないよう、適正な事務処理について所属職員に周知徹底を図った。
- (3) 旅行命令で処理するところを、外出承認で処理していた事例については、今後このようなことのないよう、適正な事務処理について所属職員に周知徹底を図った。
- (4) 修繕請負契約において、契約金額の100分の10に満たない契約保証金を受け入れていた事例については、今後このようなことのないよう、適正な事務処理について所属職員に周知徹底を図った。

7 和歌山県立笠田高等学校

監査実施年月日 平成27年11月2日

監査の結果	監査の結果に基づき講じた措置
<p>注意事項 旅費について、旅行命令の変更が遅れ過渡しとなり、戻入していた事例があったので、今後このようなことがないよう、適正に処理されたい。</p>	<p>注意事項 旅行命令の変更について、今後、処理の遅れがないよう組織内のチェック体制を厳重にするとともに、適正な事務処理について所属職員に周知徹底した。</p>

8 和歌山県立きのかわ支援学校

監査実施年月日 平成27年11月2日

監査の結果	監査の結果に基づき講じた措置
<p>注意事項 (1) 旅費計算書において、計算誤りにより過渡しとなり、戻入していた事例があったので、今後このようなことがないよう、適正に処理されたい。 (2) 手数料に係る支出負担行為の決裁が、出納機関に合議されていなかったため、適正に処理されたい。 (3) スクールバス運行等業務の委託において、仕様書に定める車両の消毒、定期清掃及びカーテン等のクリーニング(いずれも年3回)の履行を確認せずに委託費を支払っていたので、適正に処理されたい。 (4) 就学奨励費(新入学児童・生徒学用品購入費)において、購入者が確認できない領収書により支出していた事例があったので、適正に処理されたい。</p>	<p>注意事項 (1) 旅費計算書の計算誤りについては、今後このようなことがないよう、適正な事務処理について所属職員に周知徹底を図った。 (2) 手数料に係る支出負担行為の決裁が、出納機関に合議されていなかった事例については、今後このようなことがないよう、適正な事務処理について所属職員に周知徹底を図った。 (3) スクールバス運行等業務の委託において、年3回の履行を確認せず委託費を支払っていた事例については、今後このようなことがないよう、適正な事務処理について所属職員に周知徹底を図った。 (4) 就学奨励費(新入学児童・生徒学用品購入費)において、購入者が確認できない領収書により支出していた事例については、今後このようなことがないよう、適正な事務処理について所属職員に周知徹底を図った。</p>

9 和歌山県東京事務所

監査実施年月日 平成27年11月13日

監査の結果	監査の結果に基づき講じた措置
<p>注意事項 (1) 用務開始時刻に用務地に到着できない旅行命令と</p>	<p>注意事項 (1) 今後このような旅行命令を行わないよう、職員に</p>

<p>なっていた事例があったので、適正に処理されたい。</p> <p>(2) 長期継続契約によりカラー複合機の賃貸借を行っているが、入札公告及び契約書に平成17年4月1日付け財第6号財政課長及び出第4号出納室長通知に基づく予算の減額・削除による解除条項等の規定が記載されていなかったため、適正に処理されたい。</p>	<p>注意喚起を行った。</p> <p>(2) 平成17年4月1日付け財第6号財政課長及び出第4号出納室長通知等を踏まえた適正な契約内容とするよう、職員に注意喚起を図り、再発防止に務めている。</p>
--	--

10 有田振興局地域振興部

監査実施年月日 平成27年11月16日

監査の結果	監査の結果に基づき講じた措置
<p>注意事項</p> <p>(1) 旅行命令簿において、命令権者確認印の押印誤りがあったので、適正に処理されたい。</p> <p>(2) 旅費計算書において、計算誤りがあったので、適正に処理されたい。</p> <p>(3) 物品管理において、現物確認できない備品（カメラ、デッキ、公印）があったので、適正に処理されたい。</p> <p>(4) 一般農道整備事業鳥屋城2期地区農道設計業務の委託料について、繰越明許費の予算がないにもかかわらず契約を行っていたので、適正に処理されたい。</p> <p>(5) 委託料の支出において、平成27年4月の日付で検査を行い平成26年度予算から支出していたので、今後このようなことがないよう、適正な支出審査を行われたい。</p> <p>(6) 負担金について、第54回全国青年農業者会議参加費の支払手続を失念し、会議当日に参加費を自己負担した職員の「立替払」として支出していたので、適正に処理されたい。</p> <p>(7) 前金払請求書の請求日が出納整理期間中であったので、適正に処理されたい。</p> <p>(8) 集中調達物品以外の物品（書籍）の調達に係る消耗品の納品について、納品書を收受していなかったため、平成21年1月5日付け出第306号会計管理者及び財第235号総務部長通知に従い、適正に処理されたい。</p> <p>(9) 自賠責保険料に係る資金前渡において、前渡額の不足額を立替払し、改めて不足額を資金前渡し精算していたので、適正に処理されたい。</p> <p>(10) 正規の勤務時間外に公用車を運転しているにもかかわらず、超過勤務命令がなされていなかったため、適正に処理されたい。</p> <p>(11) 物品調達台帳において、決裁が漏れていたため、適正に処理されたい。</p> <p>(12) 支払先を誤り、正当な債権者以外の者に支払っていたため、今後このようなことがないよう、適正な支出審査を行われたい。</p>	<p>注意事項</p> <p>(1) 旅行命令簿の確認印について、十分に注意するよう所属職員に周知するとともに、今後このようなことがないよう、確認作業を徹底している。</p> <p>(2) 旅費の過渡し分については事務処理の上平成27年9月中に返納した。 併せて、旅費計算は十分注意を払って行うよう担当職員に周知している。</p> <p>(3) 備品の在庫数と台帳の突合を行い、適正な物品管理に努めている。</p> <p>(4) 繰越明許費のかい配当が遅延したため、やむを得ず現年予算で負担行為し、配当後、歳出更正を行ったものであるが、今後このようなことがないよう、担当職員に周知している。</p> <p>(5) 検査を必要とする支出について、適正に処理を行うよう、担当職員に周知している。</p> <p>(6) 会議の内容上、県費を支出することは妥当であるが、支出手続に瑕疵があったため、今後適正に処理するよう担当職員に指示している。 また今後、このようなことがないよう、適正な支出審査に努めている。</p> <p>(7) 前金払の支払時期について、適正に処理するよう担当職員に指示している。 また今後、このようなことがないよう、適正な支出審査に努めている。</p> <p>(8) 書籍の調達に係る納品書の收受について、平成21年1月5日付け出第306号会計管理者及び財第235号総務部長通知の写しを配付し、今後は、適正に処理するよう所属職員に周知している。</p> <p>(9) 公用車の車検に係る保険料について、県費を支出することは妥当であるが、支出手続に瑕疵があったため、今後適正に処理するよう、担当職員に指示している。また今後、このようなことがないよう、適正な支出審査に努めている。</p> <p>(10) 注意のあった事例については、事務処理の上超過勤務手当8,804円を過年度支出で平成27年9月21日に支払った。併せて、超過勤務命令は十分注意を払って行うよう所属職員に周知している。</p> <p>(11) 物品調達台帳の決裁漏れについては、今後適正に処理するよう、担当職員に指示している。</p> <p>(12) 公共料金の支払先を誤ったものであり、不注意で誤りを見落とすことがないよう、日頃から集中して事務に取り組むとともに、担当間で互いにチェックを怠らないよう努めている。</p>

- (13) 過年度支出に係る支出負担行為の合議について、出納員欄の押印漏れがあったので、適正に処理されたい。
- (14) 取り消した支出負担行為即支出命令の支出票を保存していなかったため、適正に処理されたい。

- (13) 過年度支出に係る支出負担行為の合議について、内容審査はもとより審査後の押印についても決して漏れることがないように十分に注意し、チェックも慎重に行うよう努めている。
- (14) 取消しと削除の事務処理の違いを確認し、やむを得ず取り消した場合は、支出票を破棄せず、決裁の後、保存しておくという事務処理の徹底を、所属職員に周知している。

11 有田振興局健康福祉部

監査実施年月日 平成27年11月16日

監査の結果	監査の結果に基づき講じた措置
<p>注意事項</p> <p>(1) 生活保護費返還金の未収金については、平成26年度末で約1,351万円となっており、前年度末に比し約56万円増加している。 今後も、被保護者の資産状況を精査し収入の把握に努めるなど、新規の未収金の発生防止に努めるとともに、未収金について未納者の現状を把握し、適切な債権管理に努められたい。</p> <p>(2) 母子父子寡婦福祉資金貸付金償還金の未収金については、平成26年度末で約157万円となっており、前年度末に比し約22万円減少している。 今後も、新規未収金の発生防止のために貸付時における償還指導の徹底を図るとともに、適時に連帯保証人や連帯借受人などを交えた協議の場を持つなど、未納者の現状を把握し、適切な債権管理に努められたい。</p> <p>(3) 特別障害者手当等返還金の未収金については、平成26年度末で約80万円となっており、前年度末に比し約2万円減少している。 今後も、未納者の現状を把握し、適切な債権管理に努められたい。</p>	<p>注意事項</p> <p>(1) 生活保護法（昭和25年法律第144号）第63条の規定によるものは比較的順調に返還されているが、同法第78条の規定による返還は相手の資力に関わりなく、不正受給の額を決定するため、その金額も多額となり未収金増加の要因となっている。 このため、被保護者に対しては返還金が生じないよう、収入があった場合等の申告義務の周知徹底に努めるとともに、不正受給防止のため、年2回の収入申告書の一斉徴収や課税調査等を実施している。 それでも返還金が生じた際には、生活状況を把握する中で、明らかに全額を一括返還できない場合は、履行延期の特約を行い分割納付を指導しているが、延期した履行期限が過ぎても納付がない債務者には、電話や訪問による督促を行い、納入義務を再認識させるとともに、納入指導に努めている。 その結果、平成27年12月末までに約35万円の納付があった。 なお、平成26年度には過年度分の債務者2名が完納となったが、新たに4名が滞納となり、平成27年度への滞納繰越者は25名となっている。 今後も未納者の状況を的確に把握しながら、公平性の観点からも引き続き償還指導を行っていく。</p> <p>(2) 母子父子寡婦福祉資金貸付金の未償還金については、滞納者の生活状況を把握するため電話や自宅訪問等、日々償還指導に取り組んでいる。滞納については、早期の対応が重要であるため、督促状を発送してもなお未納の場合は、納期限後3か月を経過した場合は借主及び連帯保証人に対して文書通知し、双方に来所してもらう等の方法により償還を促している。 その結果、平成27年12月末までに約20万円の納付があった。 また、新たな滞納ケースの発生を防止するため、貸付に際しては厳正な審査を行うとともに、借主及び連帯借主に対し面接指導を行い、貸付の趣旨、連帯債務及び滞納時の違約金について確認を行うとともに、償還開始の時期が到来した借主に対しても、償還意識を強く持たせるよう、文書や電話で指導している。</p> <p>(3) 特別障害者手当等返還金の未収金については、現在対象者が2名おり、返済計画に基づいて返済を進めている。返済が滞った場合は、自宅訪問、電話連絡及び文書通知により本人に対し返済を促している。 その結果、平成27年12月末までに1万3千円の納付があった。</p>

(4) 代表者印のない補助金交付申請書及び請求書に基づき交付決定及び支出を行っていたので、適正に処理されたい。

今後とも、支給月の前月に町役場へ文書により、受給者の異動状況を照会・確認するとともに、年1回の定時所得状況届提出時には、受給者に対し調査表の提出を求めることにより、返還金発生の未然防止に努めていく。

(4) 法人の代表者印（理事長印）が押印された申請書及び請求書を受領し適正に処理すべきところ、施設印が押印されたものを受領し処理してしまったものである。

今後は、書類審査をさらに厳正に行い再発防止に努めていく。

12 有田振興局建設部

監査実施年月日 平成27年11月16日

監査の結果	監査の結果に基づき講じた措置
<p>注意事項</p> <p>(1) 放置船舶の除却工事に係る行政代執行に係る収入未済額は、平成26年度末で約222万円となっており、前年度末に比し約111万円減少している。</p> <p>今後も、未納者の現状を把握して、適切な債権管理に努められたい。</p> <p>(2) 平成26年度公有地取得あっせん等委託業務について、平成27年4月13日付けで検査を行い平成26年度予算から委託料を支出していたので、適正に処理されたい。</p> <p>(3) 平成26年度道路維持作業に係る重機賃貸借契約について、届出を行っている申請者の代理人及び使用印鑑以外の者及び印鑑による見積書を有効として落札業者の決定を行い契約していたので、適正に処理されたい。</p> <p>(4) 広川ダム警報用スピーカー線共架料の支出について、共架期間満了前に履行確認を行い一般払により支出がなされていたので、適正に処理されたい。</p>	<p>注意事項</p> <p>(1) 未納者は、平成28年2月時点の調査においても生活保護受給中であり、引き続き経過を観察し、適正な債権管理に努める。</p> <p>(2) 地方自治法及び地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）に基づき適正に処理するよう徹底する。</p> <p>(3) 総務事務集中課へ提出されている使用印鑑届を契約書に添付し、契約相手先が適切か、また印鑑が適正かどうかを確認した上で落札業者の決定及び契約を行うよう適正処理に努める。</p> <p>(4) 支払期日を契約書のとおり4月末日とするとともに、共架期間満了後、履行確認し適正に支出を行うよう徹底する。</p>

13 紀中県税事務所

監査実施年月日 平成27年11月16日

監査の結果	監査の結果に基づき講じた措置
<p>注意事項</p> <p>(1) 県税の未収金については、滞納整理に努力されているところであり、収入率は97.4%と前年度に比し0.6ポイント増加し、平成26年度末の収入未済額も約1億4,159万円と、約3,258万円減少している。</p> <p>しかしながら、個人県民税の収入未済額は、県税全体の収入未済額の約89%を占めていることから、管内市町への職員派遣や地方税法（昭和25年法律第226号）第48条の規定に基づく県の直接徴収を継続実施するとともに、事務所の滞納整理の方針に従いその強化を図り、収入未済額の縮減に向け一層努力され、県税収入の確保に努められたい。</p> <p>また、延滞金の収入未済についても、適切な債権管理により、収入未済額の縮減に努められたい。</p>	<p>注意事項</p> <p>(1) 個人県民税の税収確保に向け、市町の連携を強化するため、市町の状況把握に努め、必要と認める市町に併任派遣等の支援を実施することとしている。今年度は御坊市、有田川町及び印南町を重点支援市町として、併任派遣を実施することとし、既に3市町には3名ずつ派遣している。地方税法第48条に基づく直接徴収は10市町から大口困難案件等の引継ぎを受け実施している。</p> <p>また、地域連携による徴収対策として、地域ブロック会議や研修会を実施し、徴収力の向上に努めている。</p> <p>収入未済額の縮減については、県税事務所で策定した「平成27年度徴収対策」に基づき、滞納整理を効果的に実施するとともに、行動目標を設定の上、進行管理を行い、収入未済額の縮減に取り組んでいる。</p> <p>また、延滞金の収入未済についても滞納処分を実施し、収入未済額の縮減に努めている。</p>

<p>(2) 消滅時効完成から3年以上も不納欠損処分調書による整理をしなかったため、消滅時効が完成した自動車税の一部が納付されているので、適正に処理されたい。</p> <p>(3) 誤った金額の請求書を受領し、正しい金額の請求書と併せて支出を行い戻入した事例があったので、適正に処理されたい。</p> <p>(4) 複写機賃貸借契約において、消費税率改正に伴う変更契約をせず改正後の金額で支出していたので、適正に処理されたい。</p> <p>(5) 物品調達台帳の消耗品において、納品書に受付印及び担当者の個人印が押印されていないので、平成21年1月5日付け出第306号会計管理者及び財第235号総務部長通知に従い、適正に処理されたい。</p>	<p>(2) 連帯納税義務者3名のうち1名から収納した本税の一部が過納となったため、過納分については未納の延滞金に充当した。現在は消滅時効完成となった分について、不納欠損処分調書による整理を確実にを行い適正に管理している。</p> <p>(3) 相手先から誤った金額の請求書について破棄依頼があったにもかかわらず、支払担当者に伝達されていなかったことから、担当者間の連絡を密にするとともに、請求書の内容確認をより慎重に行っている。</p> <p>(4) 次回からは事務手続に不備が生じないよう適正に処理を行うこととした。</p> <p>(5) 平成21年1月5日付け出第306号会計管理者及び財第235号総務部長通知に従い、適切な事務処理を実施していく。 なお、平成26年度及び平成27年度については改善済みである。</p>
--	---

14 和歌山県立耐久高等学校

監査実施年月日 平成27年11月16日

監査の結果	監査の結果に基づき講じた措置
<p>注意事項 ETCカード使用承認・使用管理簿において、旅行命令権者の使用承認を受けていない事例があったので、適正に処理されたい。</p>	<p>注意事項 ETCカード使用承認・使用管理簿において、旅行命令権者の使用承認を受けていない事例については、今後このようなことがないよう、適正な事務処理について所属職員に周知徹底を図った。</p>

15 和歌山県立たちばな支援学校

監査実施年月日 平成27年11月16日

監査の結果	監査の結果に基づき講じた措置
<p>注意事項 (1) 平成26年4月の通勤届に係る認定経路を誤ったため、普通旅費を過渡しし、戻入していた事例があったので、今後このようなことがないよう、適正に処理されたい。</p> <p>(2) 旅費計算書において、計算誤りにより追給、過年度収入をしていた事例があったので、今後このようなことがないよう、適正に処理されたい。</p> <p>(3) スクールバス運行等業務の委託において、仕様書に定める車両の消毒、定期清掃及びカーテン等のクリーニング(いずれも年3回)の履行を確認せずに委託費を支払っていたので、適正に処理されたい。</p>	<p>注意事項 (1) 通勤手当の認定経路の誤りについては、今後このようなことがないよう、適正な事務処理について所属職員に周知徹底を図った。</p> <p>(2) 旅費計算書の計算誤りについては、今後このようなことがないよう、適正な事務処理について所属職員に周知徹底を図った。</p> <p>(3) スクールバス運行等業務の委託において、年3回の清掃業務の履行を確認せず委託費を支払っていた事例については、今後このようなことがないよう、適正な事務処理について所属職員に周知徹底を図った。</p>

16 和歌山県湯浅警察署

監査実施年月日 平成27年11月16日

監査の結果	監査の結果に基づき講じた措置
<p>注意事項 (1) 公用車の管理について、保有車両で車検証の有効期限が徒過していた事例があったので、今後このようなことがないよう、適正に処理されたい。</p> <p>(2) 支払先を誤り正当な債権者以外の者に支払った事例があった。当該誤払いについては判明後に支出先から戻入されているが、今後このようなことがない</p>	<p>注意事項 (1) 公用車の管理については、毎月、車両点検の日を定め車検満了日等の確認を徹底し、より適正な車両管理業務に努める。</p> <p>(2) 支出事務については、支出内容、支払先等の確認を徹底するとともに、決裁時のチェック機能を強化し、適正な会計事務処理に努める。</p>

よう、適正に処理されたい。

17 日高振興局地域振興部

監査実施年月日 平成27年11月30日

監査の結果	監査の結果に基づき講じた措置
<p>注意事項</p> <p>(1) 旅費計算書において、計算誤りにより過渡しが生じていた事例があったので、適正な支出審査を行われたい。</p> <p>(2) 単価契約外の物品購入に係る支出において、遅延を生じさせていたので、適正な支出審査を行われたい。</p> <p>(3) 正規の勤務時間外に公用車を運転した職員の超過勤務については、平成23年3月25日付人第495号人事課長通知に従い、適正に処理されたい。</p> <p>(4) 負担金及び火災保険料において、請求書なしに支出されている事例があったので、適正な支出審査を行われたい。</p>	<p>注意事項</p> <p>(1) 職員が旅費制度を熟知していなかったため、自家用車と公用車により和歌山市及び大阪市に出張した際の車賃の旅費計算について、調整分300円を誤って加算していたものである。 過渡し金額については9月18日に雑入調定を行い、10月7日に納入済みである。 今後は職員に対して旅費制度の周知徹底を行うとともに、審査機関においてもチェックを厳格に行い適正な会計審査を行っていく。</p> <p>(2) 職員が法規集追録代金の請求書を12月18日に受理、19日に支出票を起案後、出納機関に提出したが、支払日が1月5日となり政府契約の支払遅延防止等に関する法律（昭和24年法律第256号）に定める15日間の支払期限を超過して遅延を生じさせたものである。指摘を受け、支払遅延のないよう適正な事務処理について、審査機関として再発防止に努めている。</p> <p>(3) 職員が勤務時間外に公用車にて出張先から帰庁の際、超勤命令簿に公用車運転時間の記載を怠っていたものである。指摘を受け、時間外の公用車運転が超過勤務になること、超過勤務命令簿と旅行命令簿、自動車使用台帳の時間を正確に記載するよう関係職員に周知徹底し、再発防止に努めている。</p> <p>(4) 職員が和歌山県財務規則を十分に認識していなかったことにより、支出票に請求書原本を添付していなかったものである。関係職員に対して会計事務を適正に行うよう指導するとともに、審査機関としても和歌山県財務規則に従い、添付書類の審査を厳格に行う等、再発防止に努めている。</p>

18 日高振興局健康福祉部

監査実施年月日 平成27年11月30日

監査の結果	監査の結果に基づき講じた措置
<p>注意事項</p> <p>(1) 生活保護費返還金の未収金については、平成26年度末で約775万円となっており、前年度末に比し約106万円増加している。 今後も、新規未収金の発生防止に努めるとともに、未納者の現状を把握し償還指導を行うなど、適切な債権管理に努められたい。</p> <p>(2) 母子父子寡婦福祉資金貸付金償還金の未収金については、平成26年度末で約157万円となっており、前</p>	<p>注意事項</p> <p>(1) 滞納35件のうち13件については現在も保護受給中であり、納入指導を行っているが未収金の縮減には至っていない。既に保護廃止となっている22件については文書、訪問により納入指導を行っているが、いずれも資力の無い世帯であり全額徴収には至っていない。 今後とも、面談や文書による督促、催告など法に基づき適切な返還指導を行っていく。 なお、未収金は平成27年12月末までに約28万4千円が返還されている。 併せて、生活保護の不正受給防止については、被保護者から年1回以上の収入申告書を徴取するとともに、毎年実施している所得調査、年金調査等により所得の把握に努めている。</p> <p>(2) 母子父子寡婦福祉資金貸付金の未償還金については、滞納者の現状把握を行い、訪問、電話及び手紙</p>

<p>年度末に比し約4万円増加している。 今後も、新規未収金の発生防止に努めるとともに、未納者の現状を把握し償還指導を行うなど、適切な債権管理に努められたい。</p> <p>(3) 旅行命令をすべきところ外出承認でしていたので、適正に処理されたい。</p> <p>(4) 負担金及び火災保険料において、請求書なしに支出されている事例があったので、適正に処理されたい。</p> <p>(5) 感染症の診査に関する協議会委員の報酬について、委任払をしていたので、適正に処理されたい。</p>	<p>等による償還指導に取り組んでいる。 この結果、平成27年12月末までに約9万7千円の償還があった。 平成26年度末における滞納者は8名で、滞納理由は、病気や経済的理由によるものであるが、電話や訪問等の償還指導により、少額ながらも納入されている。 なお、新規貸付については、本貸付金の目的や償還について申請人、連帯借主及び連帯保証人に十分説明し認識を高め、未償還金の発生防止に努めるとともに、滞納者に対しては引き続き指導強化を図っていく。 なお、寡婦福祉資金については、全て返還されている。</p> <p>(3) 指摘のあった事例については、直ちに所属職員に旅行命令簿及び外出承認簿の取扱いについて周知し、徹底を図っている。</p> <p>(4) 負担金及び火災保険料について、支出票に請求書を添付せず行っていたことについては、和歌山県財務規則等の根拠規定を十分認識していなかったものであり、指導を受けて以降は適正な事務処理を行っている。</p> <p>(5) 当該事例は健康推進課が統轄しているため、同課から独立行政法人国立病院機構和歌山病院に対して当該内容を説明し、今後の処理方法については協議中である。</p>
--	--

19 日高振興局建設部

監査実施年月日 平成27年11月30日

監査の結果	監査の結果に基づき講じた措置
<p>注意事項</p> <p>(1) 土木使用料（公営住宅）の収入未済額は、平成26年度末で約428万円となっており、前年度末に比し約54万円減少している。 今後も、未納者の現状を把握し、適切な債権管理に努められたい。</p> <p>(2) 外航船舶に係る岸壁、棧橋及び物揚場使用料の額の算定を誤った事例があった。また、当該事例については、誤った金額の収入調定の決裁を受けて納入通知書を送付した後に、収入調定の取消しを行うべきところを削除処理により誤納となった金額を戻出していたので、併せて適正に処理されたい。</p> <p>(3) 日高町からの受託事業の平成26年度分について、町の負担金は平成26年度中に収納すべきであるにもかかわらず収納されていなかったため、適正に処理されたい。</p> <p>(4) 委託料について、契約額と異なる金額で支出負担行為を行い、その後、支出負担行為の変更を行っている事例があったので、適正に処理されたい。</p> <p>(5) 前金払請求書の請求日が出納整理期間中であったので、適正に処理されたい。</p> <p>(6) 消耗品費の納品書に受付印及び担当者の個人印の押印がなされていないものがあったので、平成21年1月5日付け出第306号会計管理者及び財第235号総務部長通知に従い、適正に処理されたい。</p>	<p>注意事項</p> <p>(1) 委託徴収員と連携しながら常に未納者の現状を把握するとともに、各担当者とも連携し、修繕業務における現場確認時等に滞納者に働きかけるなど、円滑に滞納金を徴収できるよう努めているところである。</p> <p>(2) 今後は、適正な使用料の算定及び適正な処理を行う。</p> <p>(3) 平成26年度中に収納すべきところ、工事が年度をまたがったことにより誤って平成27年度に収納したもので、今後このようなことが起こらないよう、再発防止に努める。</p> <p>(4) 今後、支出負担行為票と内訳書の契約合計額の相違がないかの確認を徹底することで誤りの発生防止に努める。万一誤りが発生した場合は、支出負担行為の変更を行うのではなく、支出負担行為の取消しをして、改めて支出負担行為を起票する処理を行うこととした。</p> <p>(5) 今後、前金払請求書については、支払年度の3月31日までに必ず提出するよう、請負業者に指導した。</p> <p>(6) 注意を受けた後は、適正に処理するよう徹底している。</p>

(7) 正規の勤務時間外に公用車を運転した職員の超過勤務については、平成23年3月25日付け人第495号人事課長通知に従い、適正に処理されたい。

(8) 超過勤務・休日勤務命令簿兼振替等整理簿において、午後10時を超える超過勤務命令における災害等避けることのできない事由等の記載が漏れていたもので、適正に処理されたい。

検討事項

廃川敷地の処理について、平成26年度末現在で未処理となっているものが32箇所あるが、適正な管理に努めるとともに売却や一定の条件をつけて貸し付けるなどの方策を検討されたい。

(7) 今回指摘のあった分については、端数処理の関係上、追給には至らなかったが、今後このようなことのないよう、部内周知を行い再発防止に努めている。

(8) 注意を受けた後、適正に処理している。

検討事項

価格差の問題があるため、現在まで具体的な交渉には至っていない。今後は、条件等の検討を進め、処理が完了するまで適正な管理に努める。